

## 益田市放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）募集要項について

## 1. 趣旨

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全育成を図るものである。

## 2. 益田市放課後児童クラブ一覧（令和4年度実施内容）

名 称	小学校区	場 所	定員（※）
めだか	益 田	益田小学校	40名
トマト第1	吉 田	吉田小学校隣接専用施設	40名
トマト第2		吉田小学校隣接専用施設	40名
トマト第3		吉田小学校敷地内専用施設	25名
トマト第4		吉田小学校	32名
あっとほ〜むチャイルド		あけぼの西町テナント	40名
いちご第1	高 津	高津小学校	40名
いちご第2		高津小学校	40名
さくら	安 田	安田小学校	39名
どんぐり	吉田南	吉田南小学校	40名
つくしんぼ	豊 川	豊川小学校敷地内専用施設	35名
わくわく第1	西益田	西益田小学校	30名
わくわく第2		西益田小ボランティアハウス	26名
いきいき	中 西	旧中西駐在所	22名
東仙道	東仙道	教職員住宅	19名
都茂	都 茂	美都分庁舎別館	30名
鎌手	鎌 手	下の中集会所	30名

※場所、定員については、変更となる場合があります。変更となる場合は随時お知らせいたします。

## 3. 開設時間、開設期間等（令和4年度実施内容）

開設期間	開設時間
平 日	放課後から午後6時まで
土 曜 日	午前7時45分から午後6時まで
長期休業日（春・夏・冬休み）及び代休日	午前7時45分から午後6時まで
延 長 利 用	午後6時から午後6時30分まで
閉設期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日曜、祝日</li> <li>・8月14日～8月16日、12月30日～1月3日</li> </ul>

※開設期間はクラブによって異なる場合があります。

#### 4. 利用料について（児童1人あたり）

利用料金	基本料金	月額5,500円 ※同時入所2人目以降 月額4,000円
	延長利用（利用希望者のみ）	一世帯当たり月額1,500円
実費負担	活動費（教材費、おやつ代等）	月額1,500円程度 ※クラブによって異なります。
	スポーツ安全保険（全員加入）	年間800円（R4年度掛金）

※利用料金・実費負担金については金額を改定する場合があります。

#### 5. 減免制度について

次の場合、利用料の減免を受けることができます。

- ・ 準要保護世帯（4,000円免除）
- ・ 生活保護世帯（全額免除）

#### 6. その他（遵守事項）

○入会児童は、年度末（3月末）まで在籍することを原則とします。長期休業期間中（夏休み等）などの短期間のみのは入会はできません。また、保護者が退職等により、家庭で保育することができる場合は、速やかに退会の手続きをお願いします。

○入会児童は、ボランティアハウスや地域の団体等の活動にも参加します。

○利用料の納入については、当月分をその月の末日までに納入して頂きます。

（2ヶ月以上滞納した場合は退会するものとします。）

○お迎えをされる方は、時間を厳守してください。

○故意により児童が物品等を破損した場合、その費用を保護者に負担してもらう場合があります。

○土曜日の利用について、基本的には両親ともに仕事の場合に限ります。

○親子での児童クラブ行事等は可能な限りご参加ください。

○子どもの状況について、お迎えの際の直接のお話や、場合によっては個別の相談などを行います。安全なクラブ運営に向けて保護者のご協力をお願いします。

○支援員は同時に多くの児童を見ているため、個別的な対応は難しい場合があります。あらかじめご了承ください。

○休会制度について、自己都合による休会は認めませんが、場合によっては各月単位で休会を認めることとし、利用料の免除を行いますので子ども福祉課へお問い合わせください。

※安全確保など、児童クラブの適切な運営を行う上で支障をきたすと認められる場合は、退会を勧告する場合があります。

#### 7. 入会申込について

受付期間：令和4年12月1日（木）～12月28日（水）

新規申込：市子ども福祉課または美都地域総務課

継続申込：在籍されている児童クラブへ必要書類を提出してください。

注 意：トマトクラブとあっとほ～むチャイルドは第1希望と第2希望を記載することができます。申込状況によって第2希望のクラブになることがあります。

定員を超える場合は、低学年児童（1年生から3年生）を優先します。入会の可否は、通知等でお知らせします。入会ができない場合は、待機児童として登録され、定員に空きが出た際、判定により優先順位の高い待機児童より連絡をします。

また特別な配慮を必要とする可能性がある際は、加配の認定のため面談を行います。

※加配：特別な配慮が必要な児童をサポートする職員を基準に加えて配置すること